

第19回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和7年1月20日（月）【午後3時00分開会】

1. 開催日時 令和7年1月20日（月）午後3時00分から午後4時25分
2. 開催場所 壬生町役場 大会議室
3. 出席委員 8人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 2番 安納 一雄 4番 刀川 正己 5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男
7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
鯉沼 正男推進委員長 大橋 和枝推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚
局長補佐 赤羽根和男 主任 松本ひなた
7. 会議の概要
令和7年1月20日（月）【午後3時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第19回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は8名で、早乙女春香農業委員、高橋宏治農業委員より欠席
の連絡をいただいております。また、鯉沼正男推進委員長、大橋和枝推進委員
にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本
総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 皆さん、明けましておめでとうございます。今年の正月はおだやかな静かな
正月でありまして、それから本日20日になったところですが、私達農業委員
の任期もちょうど半分が経過しており、残り半分となっていますが、皆さんと
共に有意義な農業委員会活動ができますよう、改めてご協力の程、よろしくお
願い申し上げたいと思います。

本日、総会后、新年会も予定されておりますが、皆様の今年の抱負をお聞き
しながら、またこれからの1年を共に過ごしていければと思っております。

また、インフルエンザ等も随分流行っておりますので、体調に十分留意いた
だいて、この寒い冬を乗り切っていただきたいと思います。

今日の総会において、皆様のご協力をいただきながら、議事を進めさせてい
ただきたいと思っておりますので、お願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会
規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名
委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、8番 琴寄成人委員、9番 木野内佳代子委員をお願いいたしま
す。

なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神局長補佐を指名いたします。

-
- 議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題とい
たします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（北小林） 自作地 125㌥

譲受人 株式会社_____

代表取締役社長 _____（大阪府） 自作地等なし
(土地の表示)

壬生町大字北小林字内_____ 田 2178㎡

10年間の区分地上権の設定

第2項

譲渡人 _____（北小林） 自作地 125㌥

譲受人 株式会社_____

代表取締役 _____（芳賀町） 借受地 5638㌥
(土地の表示)

壬生町大字北小林字_____ 田 2178㎡

10年間の賃借権の設定 稼働21人

第3項

譲渡人 _____（国谷新田） 自作地 50㌥ 借受地 31㌥

譲受人 株式会社_____

代表取締役社長 _____（大阪府） 自作地なし
(土地の表示)

壬生町大字国谷字_____ 畑 3896㎡

10年間の区分地上権の設定

第4項

譲渡人 _____（国谷新田） 自作地 50㌥ 借受地 31㌥

譲受人 株式会社_____
 代表取締役 _____ (芳賀町) 借受地 5638㎡
 (土地の表示)
 壬生町大字国谷字_____ 畑 3896㎡
 壬生町大字国谷字_____ 畑 1193㎡
 合計 5089㎡
 10年間の賃借権の設定 稼働21人

なお、第1項から第4項案件につきましては、営農型太陽光発電の申請に伴う第3条の申請になっております。この後第5条の許可申請で、営農型太陽光発電の申請が出てまいります。第2項、第4項につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしております。説明は以上です。

○議長 ここで、第1項と第3項案件につきましては、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」の第4項と第5項の案件に関連しておりますので、議案第2号の審議の際に一括して審議いたします。

それでは、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項について説明いたします。

去る1月15日に賃借人の申請代理人の____氏立会いのもと、私と安納一雄農業委員、森田 栄推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしております。よろしくようお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員

この第2項案件は前回の総会で上程された案件ですか。

●4番 刀川 正己 委員

いいえ、今回初めてです。

●8番 琴寄 成人 委員

わかりました。

○議長 その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第4案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る1月15日に、申請代理人の___氏立会いのもと、私と大栗京子推進委員と、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 では、私からよろしいですか。確か、この土地は__さんと利用権設定がされていなかったですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

__さんが借りていたのは、この土地の北側の土地だったと思います。（書類確認を行い）耕作権はついていません。もし耕作権がついている場合は、農地の貸借の解約の書類をいただかないと許可は出来ないのです、それは受付時に確認しております。

○議長 わかりました。その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

先ほど議案第1号の際に説明いたしましたが、議案第1号の第1項、第3項案件につきましては、関連がございますので、それぞれ議案第2号第4項、第5項案件と一括して審議いただくことになります。それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

貸 人 _____ (下馬木)

借 人 _____ (城内)

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字 _____ 田 1 9 6 m²

壬生町大字上稲葉字 _____ 田 3 0 3 m²

合計 4 9 9 m²

一般住宅敷地 30年間の使用貸借権の設定

第2項

賃貸人 _____ (助谷原)

_____ (埼玉県)

_____ (埼玉県)

賃借人 _____ 株式会社

代表取締役 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字東原 _____ 畑 2 1 5 1 m²

壬生町大字助谷字東原 _____ 畑 1 9 6 3 m²

合計 4 1 1 4 m²

園芸用土採取 2年間の賃借権の設定

第3項

譲渡人 _____ (下坪)

譲受人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 _____ 畑 1 4 3 1 m²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権の移転

第4項

賃貸人 _____ (北小林)

賃借人 株式会社_____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字北小林字_____

田 2 1 7 8 m²

のうち 0. 2 8 m²

営農型太陽光発電設備敷地 10年間の賃借権の設定

第5項

賃貸人 _____

(国谷新田)

賃借人 株式会社_____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字_____

畑 3 8 9 6 m²

のうち 0. 3 4 m²

営農型太陽光発電設備敷地 10年間の賃借権の設定

●事務局説明 (宇賀神農地調整係長)

営農型太陽光発電設備敷地の設置する前に権利設定の関係について説明をさせていただきますと思いますが、第5条の申請で出ている面積の0.28m²、0.34m²というのは、太陽光のソーラーシステムのポール、支柱の部分、地面に着いている部分の転用申請です。ただ、3年、10年という一時転用という形になっております。先ほど第3条で株式会社_____が賃借人になっている区分地上権を地権者と結んでいるのですが、地上3mから5mほどに設置してあるパネルの部分、その土地で使用するということで、区分地上権の設定となっております。何故、このような権利設定になっているかといいますと、下の農地を耕作する人と、パネルの所有者が別になりますので、もし耕作する人と発電事業者が同じ人であれば、農地を借りる時点で、賃借権や使用貸借権を結べばその農地を借りる権利が設定されているので問題はないのですが、耕作者が_____で農地の耕作権を設定していますが、その上のパネルを設置する部分については何も権利が生じていないことになりますので、パネル部分の権利を所有しているということで、地上権の設定が必要になります。地上権の設定とは、農地として使う目的ではないのですが、農地に権利設定することになりますので、第3条の許可申請が必要になります。ただ、許可申請です

が、貸す人と借りる人の同意があればそれで許可が出るものとされておりますので、現地調査を行ったり、借りる人の農業者の要件は必要ではありません。単純に貸す人と借りる人が連名で申請書を出していただければ許可が通るということになっております。今回、地権者と耕作する人と、パネルを設置する人が全部違いますので、今回のように権利設定が複数になってくるのですが、地権者が耕作して、パネルも自分で設置するという場合は、地上権の設定は必要なくなります。また、耕作する人と、パネルを設置する人が同じ場合でも、農地を借りる時点で権利を設定していますので、地上権の設定は必要なくなります。説明は以上となります。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る1月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 2番 安納 一雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 安納 一雄 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る1月15日（水）に私と高橋宏治委員、刀川正己委員、鯉沼正男推進委員長、大橋和枝推進委員、岡 洋子事務局長、宇賀神尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約240mのところに位置しており第3種農地に該当します。

事業計画書によりますと、借人は現在、_____の賃貸住宅に居住しておりますが、夫婦と子供1名での生活では、手狭になると考え、自宅を新築するために農地転用を計画しました。申請地は、本家世帯が居住する宅地に隣接し、周辺農地への影響が軽微なところを選定しました。

事業資金約_____万円は、全額融資で対応するため、金融機関からの融資証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____から北西に約200mのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと賃借人は、砂利採取、園芸用土の採取、製造、販売を生業としております。赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を西側は2m、南側、北側、東側は1mを確保し、防護ネットを施すことになっております。掘削深は最大3.4m、保安角度は45度とるようになっております。

埋戻用土の調達方法は、_____にある自社のストックヤードにある残土を予定しております。採取した土は、_____にある有限会社_____に販売する予定となっております。

事業資金_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣接土地所有者の転用同意書は添付されております。また、誓約書も添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取及び搬出入路としての一時転用であることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、1月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件について報告します。

申請地は、_____から南南東に約200mのところに位置しており、第3種農地に該当します。

事業計画書によりますと譲受人は、太陽光発電パネル165枚、パワーコンディショナー9台を設置し、売電単価_____円、年間発電量約10万kwh、年間売電額約_____万円を想定しております。土地の選定については、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微である第3種農地を選定しております。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣接土地所有者の同意書はございませんが、隣接土地所有者には説明を行っております。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員

現地調査の際話があって、隣接土地所有者と話し合いをするということでしたが、事務局に報告は来ましたか。

●事務局（赤羽根局長補佐）

報告は来ていません。

●4番 刀川 正己 委員

問題はないですね。

●事務局（宇賀神農地調整係長）

相手が言ってきたことについても、転用事業者の方で譲歩できるということでしたので、その点については両者が合意が取れば問題ないと思います。

●4番 刀川 正己 委員

もし同意が取れなくても法的に大丈夫ということでもいいのでしょうか。

●事務局（宇賀神農地調整係長）

当事者同士で決めていただくことになりますので、事務局としては、ここが事業区域ということで出されれば、そこで同意がないからだめとは言えないもののなのですが。

●4番 刀川 正己 委員

後でもめ事にならなければ。

●事務局（宇賀神農地調整係長）

もしもめ事になったら、許可をした責任は出ると思うのですが、そこは民民で決めていただくことですので、農業委員会で同意がないという理由で許可できないということではないと思います。

●4番 刀川 正己 委員

わかりました。

○議長 他に何かございますか。それではこれより質疑に入ります。ただいまの事務

局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件について報告します。

申請地は、_____から南に約580mのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと賃借人は、農業用機械及び農業関連製品の製造、販売などを主な生業としております。「カーボンニュートラル」の推進、「みどりの食糧システム戦略」の推進、「農地の荒廃化」の抑制といった観点から事業計画を進めております。施設の概要については、パネル枚数160枚、パネルの最大発電容量92kw、パワーコンディショナー10台、パワーコンディショナーの合計出力49.5kwhとなっております。発電した電力については、_____県_____にある「_____」に送電する「自己託送」を予定しております。

周囲6mには、パネルを設置せず、パネルの最低地上高は、3.1m、支柱間隔5.0mを予定しており、耕作に支障がないようにパネルを設置する予定になっております。営農の効率性の観点から、周囲へのフェンス等の設置は予定しておりません。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

なお、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農する営農者については、株式会社_____で麦を作付けする予定となっております。営農者の株式会社_____は、国で認定を受けた認定農業者となっており、そのため、通常3年間の一時転用期間を10年間で申請しております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』に定める一時転用許可基準に該当し、そのほか、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、議案第1号第1項及び議案第2号第4項につきましては関連がございますので、これより一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員
パネルの下の農地で何を作るのですか。

●4番 刀川 正己 委員
小麦のようです。そして実績があるようです。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

_____と_____と_____の_____で、何カ所も営農型太陽光発電設備で事業を行っておりまして、下の農地では小麦を作っているのが多いようですが、きちんと耕作されていて、他市町の農業委員会事務局で聞いても、現場は問題ない状態とのことでした。

●4番 刀川 正己 委員
現在、_____の営農型太陽光発電設備の下の農地では何も作っていないですよ。ね。確か許可してから2年経っていますよね。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

土壌が赤土を採ったところで、土質は悪いと分かっているべきなのですが、1回麦を蒔いたのですが、枯れてしまって何も作れないと、昨年夏に相談があ

りまして、現在、砂利を除去したり土壌改良を行っている状況です。

●事務局説明（赤羽根局長補佐）

アシタバを考えているようです。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

土壌改良を行った後にアシタバを植えて、収穫が間に合うかどうかというところだと思います。来年の1月で期限が切れますので、その時に状況等を見て判断することになります。状況といっても3年間の内、ほとんど収穫できていない状況ですので、そこをどう判断するか、ということになると思います。

○議長 よろしいでしょうか。他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 それでは発言がないようですので、採決いたします。議案第1号第1項、議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件について報告します。

申請地は、_____から南西に約700mのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと賃借人は、農業用機械及び農業関連製品の製造、販売などを主な生業としております。「カーボンニュートラル」の推進、「みどりの食糧システム戦略」の推進、「農地の荒廃化」の抑制といった観点から事業

計画を進めております。施設の概要については、パネル枚数189枚、パネルの最大発電容量約108kw、パワーコンディショナー10台、パワーコンディショナーの合計出力49.5kwhとなっております。発電した電力については、____県____市にある「_____」に送電する「自己託送」を予定しております。

周囲6mには、パネルを設置せず、パネルの最低地上高は、3.1m、支柱間隔5.0mを予定しており、耕作に支障がないようにパネルを設置する予定となっております。営農の効率性の観点から、周囲へのフェンス等の設置は予定しておりません。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

なお、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農する営農者については、株式会社_____で麦を作付けする予定となっております。営農者の株式会社_____は、国で認定を受けた認定農業者となっており、そのため、通常3年間の一時転用期間を10年間で申請しております。

以上のことから、第2種農地ではありますが、『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』に定める一時転用許可基準に該当し、そのほか、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、議案第1号第3項及び議案第2号第5項につきましては関連がございますので、これより一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私からよろしいですか。議案第1号第3項、議案第2号第5項と議案第1号第4項の、面積と農地の筆が違うようですが。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長説明）

第3条で耕作権を設定するのは第4項の2筆で、パネルを建てるのはその内の第3条第3項、第5条第5項の1筆だけのため、そのような農地、面積となっております。

○議長 わかりました。その他に何かございませんか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項、議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項及び議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。議案第2号第5項については、1月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (北小林)
_____ (北小林)

賃借人 有限会社 _____
代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字北小林字 _____	畑	2733㎡のうち 587.71㎡
壬生町大字北小林字 _____	田	502㎡のうち 133.30㎡
壬生町大字北小林字 _____	田	266㎡のうち 121.59㎡
壬生町大字北小林字 _____	畑	839㎡
壬生町大字北小林字 _____	畑	1666㎡のうち

		4 5 9 . 5 0 m ²
壬生町大字北小林字_____	畑	1 3 8 5 m ²
	合計	7 3 9 1 m ² のうち
		3 5 2 6 . 1 0 m ²

園芸用土採取及び搬出入路を目的として令和6年1月26日付で一時転用の許可を受けておりますが、今回、工事が完了していないことから、令和8年1月25日までの許可期間の延長を目的とした事業計画変更申請となっております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る1月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の2番 安納 一雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 安納 一雄 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ1月15日水曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

こちらの案件については、転用目的が園芸用土採取及び搬出入路で許可を受けていたものを、令和8年1月25日まで許可期限を延長するものです。期間延長の理由については、異常気象の猛暑や他の仕事等で作業が計画通りに進まず、その結果、採取が半分程度しか終了していない状況のためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には、新規分使用貸借権の案件で私が、一括方式の新規分賃借権の案件で、私と、_____委員が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されておりますので、当該事案の議事については、私と_____委員は退席することになります。

それでは、改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細に従いご説明いたします。

議案書6ページ、7ページ、利用権設定の新規・賃借権分について、記載のとおり7件、面積合計が33,703㎡となっております。

次に議案書8ページ、利用権設定の新規・使用貸借権分について、記載のとおり2件、面積が1,804㎡となっております。

次に議案書の9ページ、利用権設定の再設定・賃借権分について、記載のとおり1件、面積合計が10,794㎡となっております。

次に議案書10ページ、利用権設定の再設定・使用貸借権分について、記載のとおり1件、面積合計が2,525㎡となっております。

次に議案書の11ページから16ページ、一括方式の新規・賃借権分について、記載のとおり14件、面積合計が104,958㎡となっております。

次に議案書の17ページから23ページ、一括方式の新規・使用貸借権分について、記載のとおり11件、面積合計が120,413.36㎡となっております。

最後に、議案書の24ページ、所有権移転分について、記載のとおり1件、面積合計が2,535㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私及び_____委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私及び_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私及び_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長　ここで、議長を琴寄職務代理に交代し、退席いたします。

(大橋会長 退席)

(琴寄職務代理 議長席に着席)

○議長(琴寄職務代理)

会長退席のため、議長を務めさせていただきます。

先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長(琴寄職務代理)

発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（琴寄職務代理）

全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長（琴寄職務代理）

ここで、退席されていまして大橋会長にお戻りいただき、議長を交代したいと思います。

（琴寄職務代理 自席へ 着席）

（大橋会長 議長席へ 着席）

○議長 それでは、次に、_____委員に退席をお願いいたします。

（_____委員 退席）

○議長 続きまして、先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 それでは、_____は席にお戻りください。

（_____委員 着席）

○議長 次に報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の25ページから27ページのとおり7件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の28ページのとおり1件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号は終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の29ページのとおり2件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 それでは、他に何かございませんか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第19回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午後4時25分閉会】

会 長 大 橋 好 一

8 番 琴 寄 誠 人

9 番 木 野 内 佳 代 子